

## 仕様書

### 1. 業務名

学芸員等による連続講座に係るインターネット配信動画制作業務委託

### 2. 業務の目的

地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「当機構」という。)は、2025 年大阪・関西万博を好機と捉え、当機構 6 館(※)共同事業「大阪博」を令和7年度に開催する。大阪博では、大阪にゆかりのある各館の所蔵品、「大阪の宝」(120 点)をバーチャル展示及びリアル展示で紹介する。

大阪博開催にあたり、令和 6 年度下半期より、情報解禁を行うとともに、認知度向上及び各館への来館促進に向けたプロモーション施策を加速させる。

本業務はプロモーション施策の一環であり、学芸員による「大阪の宝」についての講演を YouTube 等で配信することにより、作品への興味付けや大阪博ウェブサイト等(<https://osakahaku.ocm.osaka/>)へのランディングを図るものである。

#### ※当機構が運営する6館

大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、  
大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館

### 3. 動画の趣旨

大阪にゆかりのある各館の所蔵品について、作品の来歴や大阪およびその所蔵館との関連性を語るとともに、知れば誰かに語りたくなるような作品そのものの魅力を、学芸員のわかりやすくも専門性を持ったトークで展開する。

### 4. 契約期間

契約締結日から令和6年8月 16 日まで

### 5. 業務内容

#### (1) 動画制作(成果物)

下記の動画の撮影・編集を行い、当機構指定の形式で納品する。

##### ① YouTube 用動画

当機構学芸員による大阪の宝についてのトーク動画 5本以上(各 10～15 分程度)

・解像度:1080p(1920×1080)

・アスペクト比率:16:9

##### ② 切り抜き動画 5本以上(各 30 秒)

- ・上記①の各動画について、ハイライト箇所を切り抜き、編集すること。  
(YouTube ショート及び Instagram リール等への配信を想定)
- ・解像度:1080p(1920×1080)
- ・アスペクト比率:16:9

## (2) 動画制作業務

企画立案、撮影、編集など映像制作に必要なすべての業務を行う。

ただし、当機構に事前に確認し、制作着手の承認を得ることを必須とする。

- ① 制作体制、制作スケジュールの作成・提出(受託決定後、発注者と調整し、実際の制作に合わせて作成する)
- ② 企画・構成・シナリオ作成
- ③ 取材・撮影
- ④ ナレーション録音・音楽選定
- ⑤ 編集(テロップ含む)
- ⑥ 試写(試写により変更が生じた場合は修正を行い、再度試写すること)
- ⑦ 成果物の制作
- ⑧ その他、上記業務に付随する折衝・調整など

## (3) 留意点

- ① 撮影にかかる学芸員および作品の選定は当機構が行う。
- ② 大阪の室については、以下のウェブサイトにて公開されている作品を参照すること。

<https://dom.ocm.osaka/treasure/database/search>

## (4) 機材等

- ① 撮影機材および編集機材は受注者が準備すること。

## 6. 撮影日と撮影場所

下記の通り実施する。(撮影日および撮影場所の決定は、当機構との協議により決定する。)

(1) 日時: 令和6年5月～同年6月の間でいずれか数日間

場所: 各館展示室等

## 7. 納入期限

令和6年8月16日(金)午後5時まで

## 8. 成果物と納入形式

下記2点を納入すること。

- ① デジタルデータを記録したDVD-RまたはCD-R(1枚)等の記録媒体で納入し、当機構はこれを返却しない。なお、データ形式は別途指定する。
- ② 業務完了報告書

## 9. 成果物に係る権利

- 成果物に係る使用権および著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から28条までに規定する権利をいう。)は、すべて当機構に帰属することとする。ただし、成果物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は当機構及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- 成果物の利用に関するすべての著作権者人格権については、これを行使しないこと。
- 当機構が提供する以外の第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で適切な著作権処理を行い、完成後の使用料等の費用は発生しないように、また、原著作者の著作権者と発注者との間に著作権法の紛争が生じないようにすること。

## 10. その他

- 本業務の推進にあたっては、発注者である当機構の担当者と十分に協議を行うこと。
- 本業務の成果品は、全て当機構に属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。さまざまな人権問題について正しい認識を持って行うこと。
- 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

## 11. 担当課

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-32

地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局経営企画課

TEL:06-6940-0569

FAX:06-6940-4471

Eメール:[keieikikaku@ocm.osaka](mailto:keieikikaku@ocm.osaka)